

意見書

平成23年11月30日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 761-0195

住所 かがわけんたかまつしかすがちよう
香川県高松市春日町1735番地3

氏名 かぶしきがいしやえすていねっと
株式会社STNet

代表取締役社長 こが よしたか
古賀 良隆

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

編	章		具体的内容	
第1編 電話網からIP 網への円滑な移 行に向けて	第1章 はじめに		—	
	第2章 総論(ネットワー クの在り方等)	1 コア網の PSTN からIP 網 への移行に伴う 今後のネットワ ークの在り方	(1)今後のネットワークの在り方	—
			(2)検討の基本的視座	—
			(3)その他の関連ネットワークの移行 が与える影響	—
		2 NTT 東西の「概括的展望」		—
	3 関係者による合意形成		—	
	第3章 利用者対応	1 円滑な移行に向けた取組		—
		2 維持・廃止されるサービスの分類の妥当性		—
		3 各サービス に係る課題	(1)移行後も維持されるサービスに 係る課題	—
			(2)廃止されるサービスに係る課題	—
	(3)その他の課題(光回線の契約関連)		—	
	第4章 事業者対応	1 PSTN におけ る競争環境の 維持	(1)コア網のIP 網への移行に対応し たコロケーションルールの在り方	—
			(2)マイラインの在り方	—
			(3)メタル回線コストの在り方	—
(4)メタル回線の撤去に係るいわゆ る「4年前ルール」の在り方			—	
2 NGNにおけ る競争環境の 整備		(1)PSTNとNGNにおける公正競争 環境の在り方	—	

			(2)NGN における伝送機能のオープン化	—
			(3)通信プラットフォーム機能のオープン化	—
			(4)NGN の段階的发展に対応したアンバンドルの考え方	—
		3 コア網のIP網への移行に対応したハブ機能の在り方(緊急通報を含む)	(1)ハブ機能の在り方等	<p><該当箇所> 本項全体</p> <p><意見> 本項の考え方に賛同いたします。 PSTNにおけるいわゆるハブ機能につきましては、本年6月10日に行われました事業者ヒアリングにおいても述べさせていただいたとおり、その在り方によっては電話事業者間の相互接続の形態が大きく変化することにより、地方の中小規模事業者の事業継続にも関わる影響が生じることになります。 PSTNからIP網への移行に対応したハブ機能の在り方については、本答申にまとめられた考え方に沿った協議・検討を進めていただきますようお願いいたします。</p>

			(2)緊急通報の扱い	<p><該当箇所> 本項全体</p> <p><意見> 本項の考え方に賛同いたします。 IP網への移行に対応した緊急通報の在り方につきましては、ハブ機能の中でも特に事業者の事業継続性に係る課題であるとともに、自治体や緊急通報受理機関における緊急通報の扱いにも影響を与えるものでもありますので、十分な時間をかけて本答申の考え方に沿った検討を進めていただきますようお願いいたします。</p>
			4 コア網のIP 網への移行を踏まえた番号ポータビリティの扱い	—
	第5章 本検討のフォローアップについて			—
	第6章 おわりに			—
第2編 ブロードバンド 普及促進のための競争政策の在り方について	第1章 はじめに			—
	第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進	1 中継局接続機能のオープン化	(1)中継局接続機能のオープン化	—
			(2)中継局接続機能に係る標準的な接続箇所(POI)の在り方	—
		2 収容局接続機能のオープン化	—	

		3 アクセス回線におけるサービス競争の現状	(1)アクセス回線におけるNTT東西の設備構築状況とサービス競争の関係	<p><該当箇所> ウ 考え方 インフラを設置して事業を展開する事業者間の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者も含めたサービス競争のバランスをとりながら具体的な方策を検討することが常に必要となる。</p> <p><意見> 本項に示された考え方に賛同します。設備競争とサービス競争のバランスはブロードバンドサービスの普及促進と将来の通信サービス・通信事業の健全な発展には不可欠なものであると考えます。</p>
			(2)光ファイバの展開エリア情報、配線ブロック情報の提供の在り方	—
			(3)接続事業者から示されているサービス競争促進に関する提案	<p><該当箇所> イ 考え方 現在分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められている情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において、FTTH市場における競争を一層促進し、ブロードバンドの普及促進を図るため、技術面・経済面を含む多面的観点から検討を行うことが適当である。</p>

				<p><意見></p> <p>ここで検討の場とされている接続委員会の資料においては「OSU共用方式」を始めとしていくつかの分岐単位接続方式について議論されていますが、これらはいずれもNTT東西殿が設置している設備を接続事業者がいかに利用するかの観点から取り上げられているものです。しかし、それらの方式のメリット・デメリットを考える上で、CATV事業者や地域系通信事業者のように自ら設備を構築している事業者はその検討の対象外になっています。仮に接続事業者にとって何らかの「妥当な」分岐単位接続料（例えばOSU共用方式において最初の1分岐の利用に対してはコストの4/8の負担でよいなどの参入リスク軽減措置等）が設定できたとしても、自ら設備を構築する設備競争事業者は最初の1ユーザから8/8のコストを自ら負担しており、両者の間には競争条件の不公正さが常に存在します。したがって、そうした設備競争事業者は接続事業者に対して「不公正な競争条件」を強いられることとなりますので、将来的に事業を継続していくことが困難になり、ひいては設備競争自体を殺してしまうこととなります。</p> <p>こうしたことにならないように「設備競争とサービス競争のバランスをとりながら</p>
--	--	--	--	---

			<p>具体的な方策を検討する」とした「3(1)ウ考え方」の趣旨に沿った検討をお願いいたします。</p> <p>また、接続委員会において、あたかも地域の事業者の総意であるかのように、一部の地方DSL事業者がADSL同様のビジネスモデルを実現させるべく、一分岐単位の加入光ファイバ利用こそが利用者の少ない地域(ルーラルエリア)での公正競争を促進する旨の発言をしていますが、これらDSL事業者と同レベルのルーラルエリアにおいても、自ら投資リスクを負ってCATV事業者や地域系通信事業者が事業を営んでおります。</p> <p>一分岐単位の加入光ファイバ利用はこういったCATV事業者や地域系通信事業者がこれまで行ってきた投資を水泡に帰するものであり、地域における公正な競争を促進するものではなく、かえって設備競争とサービス競争のバランスを崩すものであると考えます。</p>
		(4) FTTH サービスにおける端末設備(ONU)の在り方	—
	4 通信プラットフォーム機能のオープン化	(1) 通信プラットフォーム機能のオープン化(NNI のオープン化)	—
		(2) 通信プラットフォーム機能のオープン化(SNI のオープン化)	—
		(3) 一種指定設備の機能に係る情報開示の在り方	—

		5 NGN の段階的發展に対応したアンバンドルの考え方	—
		6 ネットワークの移行に伴う業者間協議の在り方	(1)事業者間協議における透明性向上 (2)固定電話発携帯電話着通話サービスに係る料金設定の在り方
			—
第3章 モバイル市場の 競争促進	1 ネットワーク レイヤーのオー ペン化	(1)第二種指定電気通信設備制度の見直し	<該当箇所> 本項全体 <意見> 本項にまとめられた二種指定事業者適用対象見直しの考え方に賛同いたします。 移動体通信事業者(MNO)の通信市場に与える影響力は著しく高まっており、通信事業者間における交渉の優位性は二種指定事業者であるかどうかにかかわらず非常に大きなものになっています。 現在の端末シェア率25%超の閾値による適用では不十分な状況であると考えられますので、公正な競争環境構築のため適用対象見直しが適切であると考えます。
		(2)禁止行為規制の見直し	—
		(3)MVNO 事業者の参入促進	—
	2 プラットフォーム・端末レイ ヤーのオープン化	(1)プラットフォームレイヤーのオープン化	—
		(2)SIM ロック解除の推進による端末レイヤーのオープン化	—

第4章 線路敷設基盤 の開放による設 備競争の促進	1 電柱・管路等 の使用に関する 手続の簡素化・ 効率化等	(1)手続の電子化等の促進	—	
		(2)調査回答期間の短縮	—	
		(3)電柱の強度の在り方	—	
	2 マンション向け光屋内配線の開放		—	
	3 地中化エリ アへの対応	(1)加入光ファイバの部分的な開放 に関するルール整備	—	
		(2)集合住宅・電線共同溝に関する 引込管への追い張り	—	
	4 鉄塔等の一 層のオープン化	(1)鉄塔等の共用に関するルールの 在り方	—	
		(2)ローミングに関するルールの在り方	—	
	第5章 今後の市場環境の 変化等を踏まえた 公正競争環境の検 証の在り方等	1 公正競争環 境の検証の在り 方	(1)毎年度の継続的なチェックのため の新たな公正競争環境検証の仕組 み	—
			(2)ブロードバンド普及促進のための公 正競争レビュー制度の創設	—

			<p>(3)競争評価の在り方</p>	<p><該当箇所> ウ 考え方 競争評価における戦略的評価のテーマとして、公正競争レビュー制度に基づく検証を補足する事項を必要に応じて分析・評価することが望ましい。具体的には、同一グループに属する事業者間の連携状況や、FTTH市場における事業者間取引の状況について、競争評価の戦略的評価の中で分析・評価を行い、公正競争レビュー制度における検証にフィードバックを行うことが考えられる。</p> <p><意見> 同じ内容になるため、次項にまとめて記載いたします。</p>
		<p>2 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの枠組み</p>	<p><該当箇所> (3)考え方 「基本方針」において掲げている包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、公正競争レビュー制度により得られた知見等を活用しつつ、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びNTTに係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することが適当である。</p>	

			<p>その際には、固定・移動の融合やコアネットワークのIP化、ネットワークレイヤー等における新たな競争関係の出現といった水平的な市場動向、プラットフォーム・コンテンツ等を含む電気通信事業を取り巻くレイヤー間の関係や同一企業グループに属する事業者間連携といった垂直的な市場動向の変化に留意することが考えられる。</p> <p><意見></p> <p>本項の考え方に賛同しますので、更に検討を進めていただくことを希望します。</p> <p>現在、モバイルデータ通信の世界においてはスマートフォンなどの簡単に高速インターネット接続ができる高機能端末の普及が目覚しく、速度面においても従来数Mbpsであったものが最大数十Mbpsとなり、固定系ブロードバンドと遜色のないレベルに達しています。</p> <p>こうした中で、比較的インターネット利用の少ない層や若年層を中心に、固定系ブロードバンドを選択せず、通信環境はモバイル(携帯)端末だけで十分であるとする層が急速に増えており、ブロードバンドサービスの中でもモバイル系サービスと固定系サービス間のサービス選択やスイッチングが当たり前のようになっていることと市場の状況は急速に変化してきています。</p>
--	--	--	--

			<p>一方で、電波という限られた資源の配分を受けて事業を営むモバイル系事業は固定系事業よりも事業者数が大幅に少ない現状にあります。そこにおいてモバイル系事業者が相対的に少数であるという交渉に有利な立場を利用して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一企業グループ内に持つ固定系サービスと一体となったサービス提供や営業活動を行うことによって、モバイル事業を持たない固定系事業者を圧迫したり ・ モバイル系サービスとの連携を求める固定系事業者に対して一方的に自己に有利な取引条件を押し付ける <p>といった事態が懸念されます。</p> <p>こうしたことからブロードバンド普及促進のための競争ルールの枠組みについては、これまでのモバイル系・固定系といった分野別の枠組みに加えて、今後はモバイル系と固定系の垣根を無くして一体的に捉えて公平な競争環境の維持を図るという新たな視点や枠組みが必要であると考えます。</p>
	<p>第6章 本検討のフォローアップについて</p>	<p>—</p>	
	<p>第7章 おわりに</p>	<p>—</p>	